

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されました  
今回は、インボイス制度の留意事項についてポイントを6点にまとめました



## 1. 適格請求書発行事業者の適格請求書の交付義務

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合には、交付義務が免除される取引を除いて、他の事業者（課税事業者に限る）からの求めに応じて、適格請求書を交付しなければなりません。（消法57の4①、消令70の9②）。これは軽減税率の対象となる取引がない場合でも同様です。なお、免税取引、非課税取引、不課税取引（課税対象外取引）には、適格請求書の交付義務はありません。具体例として、下記の通りです。

- ①3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ②出荷者等が卸売り場において行う生鮮食品等の販売  
（出荷者からの委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売  
（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

## 2. 適格返還請求書の交付義務

売上に係る対価の返還等（返品、値引き、割戻し）を行う場合（適格請求書等の交付義務が免除される取引を除く）には、適格返還請求書（返還インボイス）を交付しなければなりません（消法57の4③）。ただし、売上に係る対価の返還等が税込価格で1万円未満である場合には、適格返還請求書の交付義務が免除されます（令和5年度改正）



## 3. 適格請求書等に誤りがあった場合

記載事項に誤りがあった場合は、修正したインボイスを交付しなければなりません。（消法57の4④⑤）  
交付を受けた事業者（買い手）が追記や修正を行うことはできません。  
買い手が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等で代用可能です。

#### 4.禁止行為と罰則等



- ・適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、インボイス類似書類を交付すること（インボイス類似書類＝インボイスであると誤認される恐れのある表示した書類）
- ・適格請求書発行事業者が、偽造インボイス（偽りの記載をしたインボイス）を交付すること（消法 57 の 5）

#### 5.登録の取り消し

適格請求書発行事業者は、登録後に次の事由に該当すると登録が取り消されることがあります  
(消法 57 の 2⑥)

- ① 1 年以上所在不明であること。
- ② 事業を廃止したと認められること
- ③ 合併により消滅したと認められること
- ④ 納税管理人を定めなければならない事業者がその届出をしていないこと
- ⑤ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと（加算税は対象外）
- ⑥ 登録拒否要件に関する事項について、虚偽の記載をした申請書を提出し、登録を受けたこと

#### 6.令和 5 年 10 月以降の留意事項

免税事業者の「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出時期は、次の通りです。  
なお、課税事業者は「登録時期」を選ぶことができないため、注意が必要です。



○登録時期：

原則 課税期間の初日から登録※1

改正後 登録をうけようとする課税期間の初日から起算して 15 日前の日までに提出

○登録の経過措置：

登録希望日からの登録※2

改正後 登録希望日（申請書を提出する日から 15 日を経過する日以後の日）を記載して提出

※1「課税事業者選択届出書」の提出や基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えたこと等により、課税期間の初日から課税事業者になる場合に適用。

※2 令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間で適用。

「課税事業者選択届出書」の提出等をせずに、「登録希望日」から課税事業者になることができる。